

一般社団法人秦野市観光協会推奨品に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人秦野市観光協会が市内における郷土色豊かな物産品を秦野市観光協会推奨品（以下「推奨品」という。）として認定することによりその物産品の品質の向上と販売の促進を図り、本市の観光事業の発展に役立つことを目的とする。

(推奨品の条件)

第2条 推奨品は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 品質が優良で推奨する価値があること。
- (2) 市内において製造又は加工される食品、工芸品又は栽培品であること。
- (3) 名称、図案、意匠及び材料が本市にちなむ要素を有し、郷土色豊かな表現を持つものであること。
- (4) 推奨品として適正な価格であること。
- (5) 製造後3日以上保存にたえるものであること。
- (6) 安定的に本市内で購入可能であること。
- (7) 関係法令に違反しないものであること。

2 前項にあげるもののほか、秦野市観光協会会長（以下「会長」という。）が推奨品として適当と認めたものであること。

(申請資格)

第3条 推奨品として認定を受けられる事業者は、秦野市観光協会会員であって、製造又は販売について法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けたものであること。

(申請の手続等)

第4条 推奨品の認定を受けようとする者は、推奨品認定（更新）申請書（第1号様式）に見本を添えて、会長が定める期限までに申請しなければならない。

(認定)

第5条 会長は、前条の申請を受けたときは、秦野市観光協会推奨品審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、推奨品の認定を行うものとする。

2 会長は、推奨品を認定したときは、その申請者に対し、認定証（第2号様式）を交付する。

3 推奨品の認定を受けた事業者は、遵守事項同意書（第5号様式）を提出しなければならない。

4 認定は、一事業者につき、3品目を限度とする。

5 審査委員会の組織及び運営については、会長が別に定める。

（推奨証紙の交付及び標示）

第6条 認定を受けた推奨品に、協会指定の推奨証紙（第3号様式）を張り付け表示することとする。当該推奨証紙は1枚1円（有償）とし、2,000枚単位で交付する。

2 推奨証紙の意匠及び推奨品の名義を広告等に使用しようとする場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

（推奨証紙図案使用の取扱い）

第7条 前条第1項の規定に係わらず、次の各号に定める場合には、推奨証紙図案使用届書（様式第6号）により、推奨証紙の図案を直接推奨品又はその容器、包装等に表示することができる。当該推奨証紙図案使用料は、1品目につき認定期間中10,000円とする。

(1) 性質上推奨品に推奨証紙を添付することが困難な場合

(2) 推奨証紙図案を使用することで省力化が図られる等の合理的な理由があると認められる場合

(3) その他会長が特別に認めた場合

（変更認定）

第8条 認定を受けた推奨品の名称、意匠、容器、量目及び小売価格等を変更しようとする場合には、推奨品内容変更申請書（第4号様式）により申請し、会長の認定を受けなければならない。

ただし、大幅な変更をする際は、更新時において変更申請書により申請し、審査委員会に諮り認定を受けるものとする。

（認定等の手数料）

第9条 会長は、推奨品の認定又は更新認定を受けた者から手数料を徴収するものとする。

2 手数料は、次のとおりとする。

(1) 認定手数料 1品目につき金6,000円

(2) 更新認定手数料 1品目につき金4,000円

(土産パンフレットへの掲載)

第10条 推奨品として認定された商品を対象に、当該協会が発行する土産パンフレットに掲載することができる。

2 土産パンフレットの掲載料は、認定手数料とは別に次のとおり徴収するものとする。

- (1) 1品目のみ掲載の場合 金15,000円
- (2) 2品目掲載の場合 金17,000円
- (3) 3品目掲載の場合 金19,000円
- (4) 掲載希望がない場合 商品名・取り扱い店名のみを無料で掲載

(有効期間)

第11条 推奨品認定の有効期間は、認定の日から3年とする。

(推奨品の更新)

第12条 前条の有効期間が満了する場合において、推奨品の認定を更に受けようとする者は、推奨品認定(更新)申請書を有効期間満了の30日前までに提出するものとする。

2 会長は、前項の申請を受けたときは、第5条第1項又は第8条の規定による認定の内容に変更がないかどうかについて書類を審査し、及び実態を調査するものとし、変更がないと認めるときは、前条の有効期間が満了する日の翌日から起算して3年間、認定の有効期間を更新するものとする。

3 前項の有効期間が満了する場合においては、前2項の規定を準用するものとする。

(調査)

第13条 会長、若しくは会長の指定した者は、推奨品について、認定又は認定更新当時の条件を保持しているかどうか随時調査を行うことができる。

(認定の取消し)

第14条 会長は、次に該当する理由があると認めるときは、推奨品の認定を取り消すことができる。

- (1) 推奨品が第2条に定める条件に適合しなくなったとき。
- (2) 第8条に定める推奨品内容変更申請をしないで、推奨品の名称、意匠、容器、量目及び小売価格等を変更したとき。
- (3) 推奨品としての信用を著しく害する行為があると認めるとき。
- (4) 推奨証紙並びに名義を推奨品以外に使用したとき。
- (5) 推奨品の製造及び販売を中止したとき。

(6) その他推奨品として不相当と認めるとき。

- 2 前項各号の事由により取り消された商品を後に改めて推奨を受けたい場合、次回認定審査時に再度申請をするものとする。

(認定者の責務)

第15条 認定を受けた者は、推奨品に係る苦情について、誠意をもって処理しなければならない。

- 2 認定を受けた者は、市内外で開催される各種行事及び宣伝活動等に積極的に参加するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、昭和58年6月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

(特例処置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の秦野市観光協会推奨品に関する要綱の規定により認定を受けている推奨品認定の有効期限は、この要綱による改正後の秦野市観光協会推奨品に関する要綱第8条又は第11条の規定にかかわらず、平成10年8月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の秦野市観光協会推奨品に関する要綱の規定により認定を受け、4品目以上登録をしている事業者については、改正後の秦野市観光協会推奨品に関する要綱第5条第4項の規定にかかわらず、追加登録を行う時点まで、同品目数の登録を認めることとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。